

渋谷区道路占用料等徴収条例第3条の規定による減免措置の基準

平成29年	3月31日	制 定
平成30年	3月31日	一部改正
令和 6年	3月15日	一部改正
令和 7年	3月19日	一部改正

(目的)

第1条 この基準は、渋谷区道路占用料等徴収条例（昭和28年渋谷区条例22号。以下「条例」という。）第3条の規定による減免措置の基準を定めるものとする。

(条例第3条第1号から第7号までに掲げる物件に対する措置)

第2条 条例第3条第1号から第7号までに掲げる物件に対する措置は、次のとおりとする。

(1) 占用料の額の全部を免除することができるもの

ア 条例第3条第1号及び第4号から第7号までに掲げる物件

イ 条例第3条第2号に規定する鉄道施設のうち次のいずれかに該当するもの。

(ア) 道路が鉄道施設の敷地を無償で使用する場合の当該鉄道施設（地下鉄施設は除く。）

(イ) 地下鉄施設のうち路上施設を除く当該鉄道施設

ウ イの規定にかかわらず、条例第3条第2号に規定する鉄道施設について、東京地下鉄株式会社の保有する鉄道施設に係る占用料は、路上施設（通風孔、出入口等）に係るものを除き、当分の間、徴収しない。

(2) 占用料の額の2/3を免除することができるもの

ア 条例第3条第3号に掲げる物件のうち、駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場

(条例第3条第8号に掲げる物件に対する措置)

第3条 条例第3条第8号に掲げる物件に対する措置は、次のとおりとする。

(1) 占用料の額の全部を免除することができるもの

ア 街灯（アーチ式のを除く。）及び街灯への配線

イ アーケード

ウ 公益法人が設置する有線テレビジョン放送施設のうち道路横断電線

エ テレビジョン放送の受信障害を解消するための専用施設で非営利的なもの

オ 公共的団体が設置する有線放送施設及び水道管、下水道管その他の管路

- カ 削除
- キ 無料で公衆に開放している公園、広場及び運動場
- ク カーブミラー
- ケ くずかご、灰皿、花壇等で営利の目的がなく、道路の美化並びに公衆の利便に著しく寄与すると認められるもの
- コ 削除
- サ 地上権等により道路敷の権限を取得して道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件（地上権等を設定する際、占用料の徴収を前提としている場合は除く。）
- シ 道路が河川、港湾、海岸及び公園の区域に重複し、その管理者が占使用料を徴収している場合における当該道路区域内の占用物件（ただし、道路本体に添加したものは除く。）
- ス 電気事業者及び認定電気通信事業者が設ける支柱、支線、架空の道路横断電線
- セ アーチ式工作物のうち商店会等が地元商工業の振興のために設置するアーチ型装飾燈（都又は区が設置費の補助を行うものに限る。）
- ソ 地域住民の文化及び社会福祉の向上に資する占用物件で非営利的なもの
- タ 町会、商店会等が設置する防犯カメラ及びその付属品
- チ 削除
- ツ 装飾燈等に添加する広告物のうち、広告物の添加により得られた広告料収入をすべて地域における公共的な取組に要する費用に充当することを目的とするもの

（２） 占用料の額の 1／2 を免除することができるもの

- ア 公益法人が設置する有線テレビジョン放送施設のうち、道路縦断電線
- イ 駐車場（駐車場法第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。）
- ウ 露店及び移動売店施設（靴みがき、靴修理場を含む。）
- エ バス停留所標識及びバス待合所（上屋を含む。）
- オ 認定電気通信事業者が設けるパーソナル・ハンディホン・システム無線基地局及びその他これに類する小型の無線基地局
- カ 地下街のく体内に存する公共施設である機械室等

（３） 占用料の額の 5／6 を免除することができるもの

- ア 宝くじ売場（ただし、年間占用日数は 60 日以内とする。）

（４） 占用料の額の 8／9 を免除することができるもの

- ア 平成元年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日の間に、既設の架空電線を撤去するために地下に埋設された電線及び管路（「地下に設ける電線その他の線類」として占用

料を徴収するものを除く)

- イ 平成10年4月1日以降、既設の架空電線を撤去するために地下に埋設された電線及び管路(地下化された電線又は管路を借用し、「地下に設ける電線その他の線類」として占用許可を得るものを除く。)及びこれと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器をいう。)
- ウ 平成13年4月1日以降において、以前から減額対象となっていた地中の電線又は管路の老朽化したものを新たに占用許可を得て更新するもの(地中の電線又は管路と一体不可分な物件(変圧器等の地上機器をいう。)を含む。)

(5) 占用料の額の9/10を免除することができるもの

ア 国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号)第24条に掲げる次のもの

(ア) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

(イ) 標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

(ウ) 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

(エ) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

(オ) 次に掲げるもので、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し(国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る。)のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

(i) 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物

(ii) 露店、商品置場その他これらに類する施設

(iii) 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

イ 都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第17条に掲げる次のもの

(ア) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

(イ) 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

(ウ) 道路法施行令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

(6) 占用料の額の1/3を免除することができるもの

ア 区内地下街のうち、一店舗あたりの占用面積が原則として35㎡以下の店舗及びそれらの店舗で構成された商店街

(7) その他一部を免除することができるもの及び減免額

ア 規格化された軽易な看板

別表第1に定められた額を超える部分

イ 規格化された軽易な看板以外の看板及び日よけ

別表第2に定められた単価を超える部分

附 則（平成29年3月31日区長決裁）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日区長決裁）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日区長決裁）

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月19日区長決裁）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 規格化された軽易な看板（第3条関係）

物 件		減免後単価 (1 個 ・ 1 年)
電 柱 広 告	添 加	2 2 , 3 0 0 円
	巻 付	1 1 , 2 0 0 円
消火栓標識広告		1 4 , 6 0 0 円
バス停標識広告		
乗車位置広告		8 , 5 9 0 円

別表第2 規格化された軽易な看板以外の看板及び日よけ（第3条関係）

物 件	減免後単価 (1㎡・1年)
-----	------------------

看 板	1 4, 9 0 0 円
日 よ け	1, 4 5 0 円